4．敷地と道路との関係判断の流れ（フロー図）

《法第４３条「敷地と道路との関係」判断の流れ》

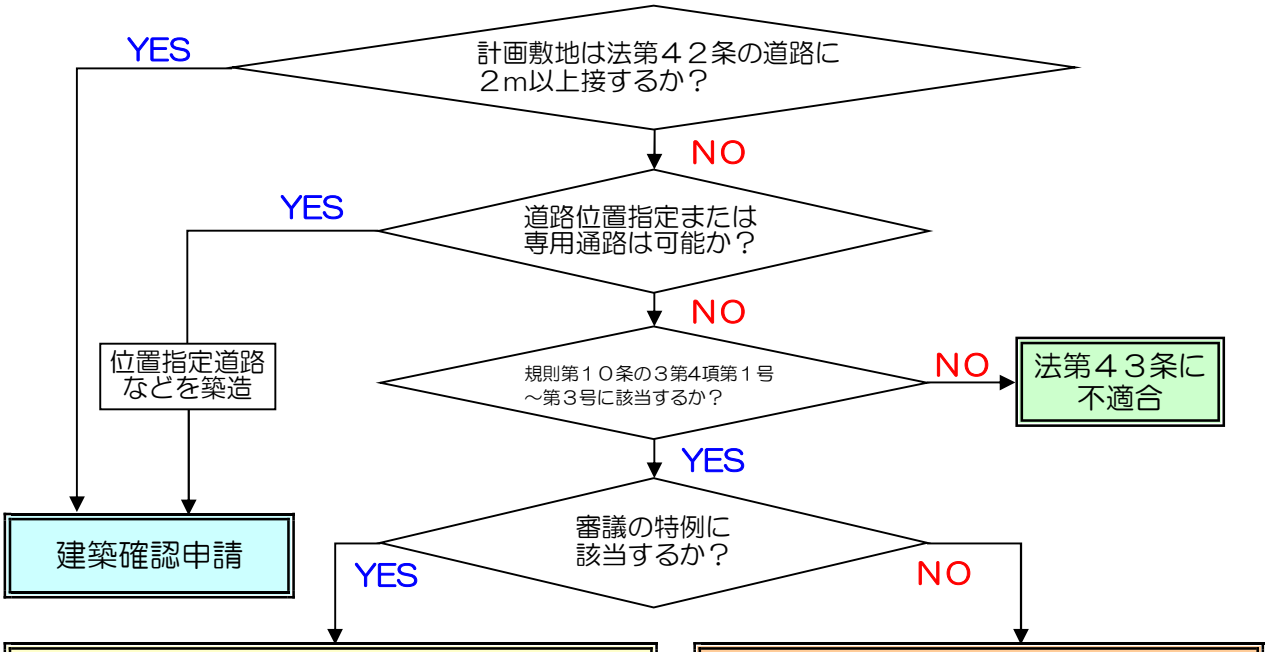

審議の特例基準（専決同意）	
特例基準　第４	
（1）	●法第42条に規定されている道路以外のもので次の各号に該当するもの。 ①農道、集落道路、農排整備道路、集落防災道路その他これらに類するもの。 ②一般の交通の用に供されているもの。 ③幅員が４m以上あり、法に規定する道路に有効に接続しているもの。 ④農道等が将来にわたって確保されているもの。 ⑤排水施設が整備されているもの。 ⑥管理者からの使用許可等が得られているもの。 ※　沖縄県建築基準法施行条例第２４条の規定に該当する建築物以外の建築物。
（2）	●港湾および漁港地区内外にある港湾道路等で次の各号に該当するもの。 ①一般の交通の用に供されているもの。 ②幅員が４m以上あり、法に規定する道路に有効に接続しているもの。 ③港湾道路等が将来にわたって確保されているもの。 ④管理者からの使用許可等が得られているもの。 ※　排水の処理が適切な建築物。
（3）	●敷地と道路との間に水路、河川、里道その他これらに類するもの（以下、「里道等」という。）がある場合で、次の各号に該当するもの。 ①里道等の管理者の同意または許可を得たもので、将来にわたって確保されているもの。 ②敷地は、里道等を通じ、法に規定する道路に有効に２m以上接しているもの。 ③里道等を跨ぐ橋は、構造及び形態が通行に支障ないものとして管理者の許可を得たもので、手摺り等の設置により安全上支障がないもの。 ④排水施設が整備されているもの。 ※　沖縄県建築基準法施行条例第２４条の規定に該当する建築物以外の建築物。
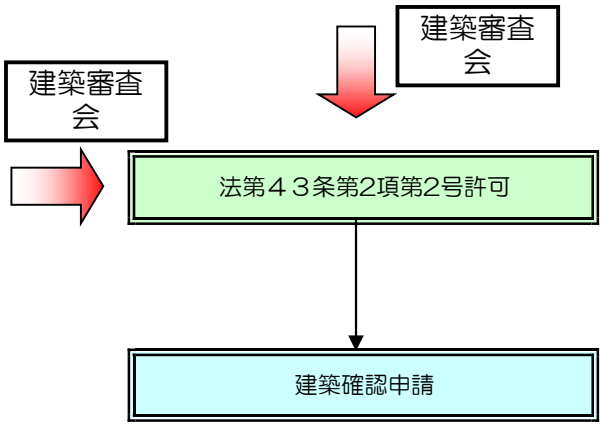
許可基準（個別同意）	
省令第１０条の3第4項	
第１号に該当	○その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有し、その空地に２m以上接すること。
第２号に該当	○その敷地が、農道その他これに類する公共の用に供する幅員４m以上の道に２m以上接すること。
第３号に該当	○その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接すること。
別途定める、うるま市許可基準に適合する。